

お客さまへ

## 厚生労働省からの行政処分についてのお詫び

日頃は、弊財団のサービスをご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、この度、弊財団は、主務官庁の厚生労働省より、規約改正を審議する評議員会の招集手続きに誤りがあったため、平成22年3月31日付けで業務の一部について、業務停止命令を受けました。

それにより、平成22年4月1日から新規加入会員の募集および加入手続き並びに被共済者の増員手続きをすることができなくなりました。

お客さまには、ご不便・ご迷惑をおかけすることになりましたこととお詫び申し上げます。

弊財団といたしましては、早急に評議員会を開催し、厚生労働省の認可をいただいた上で、新規会員募集並びに増員手続き業務を再開させていただきたいと存じます。

なお、現在ご加入いただいております会員の皆さまに対する災害補償共済事業に係る補償費の支払いについては今回の命令によって影響を受けるものではありません。

また、災害防止事業・福利厚生事業についても一切影響はございません。

お客さまには、重ねてお詫びいたしますとともに、今後の対応についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

財団法人中小企業災害補償共済福祉財団